

愛 知 県 農 業 会 議 会 則

平成 2 3 年 9 月

愛 知 県 農 業 会 議

愛知県農業会議会則

（最終改正平成23年 9月 9日）

第1章 総 則

（目 的）

第 1 条 この農業会議は、農民の公正な意見を反映し、農業の立場を代表する組織として、その業務を行うことにより、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的とする。

（名 称）

第 2 条 この農業会議は、愛知県農業会議という。

（地 区）

第 3 条 この農業会議の地区は、愛知県の区域とする。

（事務所の所在地）

第 4 条 この農業会議は、主たる事務所を名古屋市に置き、その他必要な場所に從たる事務所を置くことができる。

（業 務）

第 5 条 この農業会議は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- （1）農地法、農業経営基盤強化促進法その他の法令により、この農業会議の所掌に属させられた事項を行うこと。
- （2）農業及び農民に関し意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申すること。
- （3）農業及び農民に関する情報提供を行うこと。
- （4）農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。
- （5）農業委員会の委員及び職員等の講習及び研修を行うこと。
- （6）農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項に掲げる事項に関し農業委員会に対し助言その他の協力をを行うこと。
- （7）賛助員に対する連絡協議を行うこと。
- （8）第2号から前号までの業務に附帯する業務

（公告の方法）

第 6 条 この農業会議の公告は農業会議の主たる事務所及び從たる事務所に掲示してこれをする。

第2章 会 議 員

（会議員たる者）

第7条 次に掲げる者は、この農業会議の会議員とする。

- (1) この農業会議の地区内の市町村内に置かれる農業委員会（市町村の区域内に2以上の農業委員会がある場合には、当該2以上の農業委員会が協議して1を限り定めた農業委員会）の会長、ただし、当該会長が農業委員会（市町村の区域内に2以上の農業委員会がある場合には、当該2以上の農業委員会、以下この号において同じ）の意見を聴いて農業委員会の委員のうちから会議員となるべき者1人を指名したときは、その者。
- (2) 愛知県農業協同組合中央会が本人の同意を得て推薦したその会長、副会長又理事のうち1人
- (3) 愛知県農業共済組合連合会（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第53条の2第4項の特定組合がある場合には、当該特定組合たる愛知県農業共済組合）が本人の同意を得て推薦したその理事1人
- (4) 農業委員会等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第11条の規定によりこの農業会議が次項において指定したもの及び会長が第4項の規定により指定して公告したものが、その協議により本人の同意を得てその理事（農業協同組合法第30条の2第1項の経営管理委員を置く農業協同組合及び農業協同組合連合会にあっては、理事又は経営管理委員。以下第10条第5号において同じ。）のうちから4人以内において推薦した者
- (5) 規則第12条の規定によりこの農業会議が第3項において指定したもの又は会長が第4項の規定により指定して公告したものが、その協議により本人の同意を得てその理事（法人でない団体にあってはその代表者。以下第10条第5号において同じ。）のうちから10人以内において推薦した者
- (6) 農業に関し学識経験を有する者につき会長が本人の同意を得て15人以内において指名した者

2 次に掲げる農業協同組合及び農業協同組合連合会は、法第41条第2項第4号の農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

愛知県信用農業協同組合連合会
愛知県経済農業協同組合連合会
愛知県厚生農業協同組合連合会
愛知県酪農農業協同組合

3 次に掲げる団体は、法第41条第2項第5号の団体とする。

愛知県土地改良事業団体連合会
愛知県茶業連合会
愛知県和牛改良協会
愛知県果樹振興会

愛知県畜産協会
中部たばこ耕作組合愛知県支所
愛知県農業信用基金協会
愛知県花き温室園芸組合連合会
愛知県漬物協会
愛知県農林公社

4 会長は規則第11条及び第12条の規定により、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに団体を指定しようとするときは、この農業会議の総会の議決を経なければならない。

第8条 次に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、会議員とならない。

- (1) 成年被後見人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を受けることがなくなるまでの者

第9条 第7条第1項第6号の会議員の任期は、3年とする。

第10条 会議員は、次に掲げる場合には、会議員たる地位を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第8条に掲げる者に該当するに至ったとき。
- (3) 第7条第1項第1号本文の規定により会議員となった農業委員会の会長にあっては、その者が当該農業委員会の会長でなくなったとき、又は、同号ただし書の規定による指名があったとき。
- (4) 第7条第1項第1号ただし書の規定による指名を受けた者にあつては、その者が農業委員会の委員たる身分を失ったとき、又は、その者につきその者が会議員となった日の属する当該農業委員会の選挙による委員の任期が満了したとき。
- (5) 第7条第1項第2号から第5号までの会議員が当該団体の理事（愛知県農業協同組合中央会にあつては、会長、副会長、又は理事。以下この号においては同様とする。）でなくなったとき又はその者につきその者が会議員となった日の属する当該団体の理事の任期が満了したとき。
- (6) 第7条第1項第1号ただし書の規定による指名を受けた者及び同項第2号から第6号までの会議員にあつては、会議員を辞することについて他の会議員の過半数の同意を得たとき。

第11条 前条の規定により、会議員がその地位を失ったときは遅滞なくその補充の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定により補充された、第7条第1項第6号の会議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 賛助員

（賛助員の設置）

第12条 この農業会議に賛助員を置く。

2 賛助員の資格を有する者は、次の通りとする。

（1）市町村

（2）第7条第1項第2号から第5号までの会議員を推薦する関係団体（法人でない団体にあつてはその代表者）

（3）前各号のほかこの農業会議の趣旨に賛同する者

（加入）

第13条 この農業会議の目的及び業務に賛同して賛助員として加入することを申し出て、この農業会議の総会の承認を経たものは賛助員となる。

（意見の具申等）

第14条 賛助員は、第5条第2号から第6号までの業務に関し、会長に対して意見を具申し、又は会長の諮問に応じて答申することができる。

2 賛助員は、会長に対し毎事業年度の事業計画又は収支予算について説明を求めることができる。

3 賛助員は、会長に対し毎事業年度の事業報告又は収支決算について説明を求めることができる。

（きよ出金）

第15条 賛助員は、この農業会議の総会が定めるところにより、毎年度きよ出金をきよ出しなければならない。

（脱退）

第16条 賛助員は、次に掲げる場合には脱退する。

（1）死亡、又は解散したとき。

（2）第8条に掲げる者に該当するに至ったとき。

2 賛助員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

第4章 顧問及び参与

（顧問及び参与）

第17条 この農業会議に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、この農業会議の会長がこれを委嘱ならびに解嘱する。

ただし、顧問については農業会議の意見を聞いてこれをする。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は意見を述べるることができる。

- 4 参与は、参与会を組織し会長の付託した会務について意見をのべることができる。

第5章 役員

（定数）

第18条 この農業会議に役員として会長1人及び副会長2人を置く。

（選挙）

第19条 会長及び副会長は、会議員の総数の3分の2以上の者が出席したこの農業会議の総会において会議員が選挙する。

- 2 会長及び副会長は、会議員でなければならない。

第20条 会長又は副会長が欠けたときは、会議員は、遅滞なく会長又は副会長を選挙しなければならない。

第21条 選挙は、会長及び副会長の別に行うものとし、会長の選挙にあつては、単記無記名投票により、副会長の選挙にあつては、2名連記無記名投票によるものとする。

ただし、副会長2名のうち1名が欠けた場合における副会長の選挙にあつては単記無記名投票によるものとする。

- 2 次に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いなければならない。
- (2) 選挙される会長又は副会長の氏名のほか、他事を記載したもの。
ただし、官位、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。
- (3) 選挙される人の何者であるか確認し難い氏名を記載したもの。
- (4) 会議員でない者の氏名を記載したもの。
- (5) 選挙される人の氏名を自書しないもの。
- (6) 前項本文の副会長の選挙にあつては1投票中に3人以上、その他選挙にあつては1投票中に2人以上の会議員の氏名を記載したもの。

- 3 投票の可否及び効力に関し異議があるときは、この農業会議の総会で決する。

第22条 会長及び副会長の選挙は、有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。

- 2 当選者を定める場合、得票数が同一であるものについては、会長又はこの農業会議の総会で指名した者がくじにより当選者を定める。

（指名推選）

第22条の2 前2条の規定にかかわらず総会に出席した会議員中に異議がないときは、会長及び副会長の選挙につき投票によらないで指名推選の方法によることができる。

- 2 前項の方法により選挙を行う場合においては、会長は被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、会議員の全員の同意があつた者を当選人とする。

- 3 指名推選の方法により2人を選挙する場合には、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

第23条 この農業会議は選挙の顛末を明らかにするため、選挙録を作成し、会長及びこの農業会議の総会で指名された選挙録署名者2名以上がこれに署名捺印して保管する。

第24条 当選者が定まったときは、会長は遅滞なく当選の旨を当選者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を発した日から5日以内に当選を辞する旨の届け出がないときは、その当選を承諾したものとみなす。

第25条 当選者が前条第2項の期間満了の日までに当選を辞したとき、又は会議員でなくなったときは、会長は遅滞なく第22条又は第22条の2の例によって当選者を定めなければならない。

- 2 前項の規定によって当選者が定まった場合には前条の規定を準用する。

第26条 会長は第24条第2項の期間満了の翌日当選者の住所及び氏名を公告しなければならない。

- 2 当選者は前項の公告があったときに会長又は副会長に就任するものとする。
- 3 当選者は前項の規定にかかわらず、公告のときが現在の会長又は副会長任期満了前であるときはその任期満了のとき就任する。

ただし、会長又は副会長の欠員につき第20条の選挙が行われた場合にはこの限りではない。

第27条 会長及び副会長の選挙に関する事項は、法令及びこの会則に別段の定めがある場合を除き、この農業会議の総会で定める。

（職 務）

第28条 会長はこの農業会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときはあらかじめ会長が定めた順位に従い、その職務を代行する。

第29条 会長及び副会長がともに欠けたとき、又は事故があるときは、常任会議員のうちから互選した者がその職務を代行する。

（会長及び副会長の任期）

第30条 会長及び副会長の任期は3年とする。

- 2 任期満了前における後任者は前任者の残任期間とする。

（報 酬）

第30条の2 役員は無報酬とする。

（辞 任）

第31条 会長及び副会長は、正当な事由がなくては辞任することができない。

第6章 総 会

（招 集）

第32条 会長は毎年2回総会を招集する。

第33条 会長は次に掲げる場合には、臨時に総会を招集しなければならない。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会議員の3分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求があったとき。

第34条 会長は総会を招集しようとするときは、少なくとも会日の7日前に書面をもって総会に付議すべき事項、日時、及び場所を会議員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、3日前までに通知することをもって足りる。

（定 足 数）

第35条 総会は、会議員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（総会の延期又は続行）

第36条 総会は、その議決によって延期又は続行することができる。この場合においては、第34条の規定を適用しない。

（決議事項）

第37条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 第5条第2号の規定に基づく行政庁の諮問に対する答申
- (2) 会則の変更
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定、変更又は廃止
- (4) 毎事業年度の収支予算の設定又は変更
- (5) 毎事業年度の事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員及び会議員の費用の弁償並びに職員の給与及び費用の弁償に関する事項
- (7) 他の団体への加入、脱退に関する事項
- (8) この会則を執行するために必要な規程の制定、変更又は廃止
- (9) その他必要と認めた事項

（書面又は代理人による議決権の行使）

第38条 会議員は第34条の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面を持って議決権を行う会議員は、あらかじめ通知のあった事項につき、それぞれ賛否を記入して、これに署名又は記名捺印の上総会の会日の前日までにこの農業会議に提出しなければならない。

4 第1項の規定により会議員が議決権を行わせようとする代理人は、他の会議員でなければならない。

5 代理人はあらかじめ代理人を証する書面をこの農業会議に提出しなければならない。

6 前項の書面には、代理人の身分及び氏名を明記し、代理人により議決権を行わせようとする会議員が署名又は記名捺印しなければならない。

（議 事）

第39条 総会の議事は、出席会議員の過半数で決する。

可否同数のときは会長の決するところによる。ただし、会則の変更は、会議員の総数の3分の2以上の者が出席した総会において出席会議員の3分の2以上の多数による議決によらなければならない。

（議 長）

第40条 会長は総会の議長となる。

（議 事 録）

第41条 総会の議事は、議事録にその要旨を記載して、会長及び総会で指名された議事録署名者2人以上が署名又は記名捺印して保管する。

（その他の事項）

第42条 総会の議事に関する事項は、法令及びこの会則に別段の定めがある場合を除き総会で定める。

第7章 常 任 会 議 員 会 議

（常任会議員の設置）

第43条 この農業会議に常任会議員を置く。

2 常任会議員は次に掲げる者をもって充てる。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 第7条第1項第1号の会議員が互選した者 | 14人 |
| (2) 第7条第1項第2号の会議員 | 1人 |
| (3) 第7条第1項第3号の会議員 | 1人 |
| (4) 第7条第1項第4号の会議員が互選した者 | 4人 |

- (5) 第7条第1項第5号の会議員が互選した者 3人
- (6) 第7条第1項第6号の会議員が互選した者 5人
- (7) 会長及び副会長（前各号に該当する者を除く。）
- 3 常任会議員は次に掲げる場合にはその地位を失う。
 - (1) 会議員でなくなったとき。
 - (2) 前項第1号及び第4号から第6号までの会議員にあつては、常任会議員を辞することについて、他の常任会議員の過半数の同意を得たとき。
 - (3) 前項第7号の常任会議員にあつては、会長又は副会長でなくなったとき。

第44条 この農業会議に次に掲げる事項を処理するため常任会議員の会議を置く。

- (1) 第5条第1号に規定する事項
- (2) 第5条第2号から第8号までの業務のうち第37条の規定により総会の議決事項とされた事項以外の事項
- 2 前項に掲げる事項については、常任会議員の会議の議決をもってこの農業会議の決定とする。
- 3 国並びに県の委託事業等を執行するため必要あるときは、常任会議員会議は専門委員会を設けることができる。
- 4 第32条から第36条まで、第39条本文及び第40条から第42条までの規定は常任会議員の会議について準用する。この場合において準用する各条文中「総会」とあるのは「常任会議員の会議」と、第32条中「毎年2回」とあるのは「毎年16回以内」と、第33条から第35条まで及び第39条中「会議員」とあるのは「常任会議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第45条から第49条まで削除。

第8章 会 計

（事業年度）

第50条 この農業会議の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（収 入）

第51条 この農業会議の経費は次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 国が支出する負担金
- (2) 国又は愛知県が交付する補助金
- (3) 賛助員がきよ出するきよ出金
- (4) 寄付金
- (5) 業務より生ずる収入
- (6) その他の収入

（会計に関する規程）

第52条 会計に関する規程は、会則に別段の定めがある場合を除き、この農業会議が定める。

第9章 監 査

（監査委員）

第53条 この農業会議に監査委員若干名を置く。

（選 挙）

第54条 監査委員は、総会において会議員が選挙する。

2 監査委員は、会議員でなければならない。

3 監査委員が欠けたときは、会議員は遅滞なく後任の監査委員を選挙しなければならない。

第55条 選挙は連記無記名の投票により行う。

2 第21条第2項から第26条第2項まで及び第27条の規定は前項の選挙に準用する。

第55条の2 監査委員の任期は3年とする。

2 任期満了前における後任者は前任者の残任期間とする。

（職 務）

第56条 監査委員は毎年少なくとも1回この農業会議の業務及び会計の状況を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

2 監査委員は必要と認めたときは前項の監査の結果を総会に報告することができる。

3 会長は、毎事業年度の事業報告及び収支決算を総会に提出するときは、予め監査委員の審査を受け、これに対する監査委員の意見を附さなければならない。

（報 酬）

第56条の2 監査委員は無報酬とする。

第10章 職 員

（職 員）

第57条 この農業会議に事務局を設け、事務局長、主事、技師、その他の職員を置く。

第58条 事務局長は、会長の命を受けて、この農業会議の事務を総括する。

第59条 事務局長以外の職員は、会長の命を受けて、この農業会議の事務を掌る。

第60条 職員は会長が任免する。

第61条 職員の執務及び業務の執行に関する規程は会長が定める。

附 則

1. この会則は昭和32年9月24日から施行する。
2. 昭和29年9月29日制定の愛知県農業会議会則を廃止する。
3. 諸規程中「部会」を「常任会議員会議」に改める。

附 則

この会則は、昭和38年 9月 4日から施行する。

附 則

この会則は、昭和39年10月 2日から施行する。

附 則

この会則は、昭和40年 3月30日から施行する。

附 則

この会則は、昭和41年 9月 3日から施行する。

附 則

この会則は、昭和54年 9月25日から施行する。

附 則

この会則は、昭和55年11月 5日から施行する。

附 則

この会則は、平成 4年 5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成 9年 9月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年 4月 3日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年 4月 2日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年 4月 1日から施行し、平成16年11月 1日から適用する。

附 則

この会則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

この会則は、愛知県知事の認可のあった日（平成23年3月31日）から施行する。
ただし、第43条第2項の規定は、この会則の施行後、同項第1号及び第6号に掲げる者について、それぞれ最初に行われる互選から適用する。

附則

この会則は、愛知県知事の認可のあった日（平成23年9月9日）から施行する。